

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年7月4日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 (仮称)北沢PR戦略会議運営等業務委託

(2) 事業の目的

世田谷区では、小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)連続立体交差事業及び複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じる線路跡地の利用(以下、「上部利用」という。)について、平成27年度に「世田谷区小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)上部利用計画」および「北沢デザインガイド」を策定するとともに、各施設のワークショップを行い、整備を進めている。

上部利用区施設は、駅前広場、通路、緑地・小広場・立体緑地が計画されており、今後、施設の整備、利用開始にあたっては、適切な運営、利活用が必要となる。また、周辺地域は、商店街や風景資産を多く有しており、「世田谷区産業振興計画」に基づき、魅力の認識、再発見を進めている。

本委託では、上部利用区施設の将来的な管理運営を担う管理団体設立へ向けた関係づくりを行うため、「(仮称)北沢PR戦略会議」を開催し、地域活動や小田急線上部のまちづくりに関心を持つ地域活動団体、地域住民、沿線利用者との検討の場を設ける。1年目として、「(仮称)北沢PR戦略会議」において取り組み別に部会を設け、翌年度以降の活動計画策定および準備を行う。2年目として、各部会における活動を実施するとともに、エリアマネジメントについて今後の取り組みの検討を行う。

(3) 対象

小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)上部利用周辺住民および沿線利用者

(4) 業務内容

<平成28年度委託概要>

1)(仮称)北沢PR戦略会議の運営

小田急線上部利用周辺地域における地域活動団体、地域住民、沿線利用者の参加する会議を開催する(2回程度、参加者50人前後想定)。

2)活動別の部会の設置および支援

1)の会議において意見を集約し、活動別に5前後の部会を設置し、部会ごとの活動支援を行う。

今年度の取り組みから、次年度の進め方を検討し、取りまとめる。

各部会は以下の方向性で設置し、検討を進める。

コンシェルジュの育成および支援

コンシェルジュ育成カリキュラム、マニュアルを作成し、講師の指導のもと、コンシェルジュ育成講座を開催する（3回程度）。

ホームページの開設支援

小田急線上部利用、周辺地域のまちづくり活動に関する情報発信を行うホームページの作成、開設に関して、技術的な支援を行う。

その他の活動の検討

上記以外に（仮称）北沢PR戦略会議にて提案のあった意見について、プロジェクトチームを設置し、活動内容、手法についての検討を行う。

3) 区情報展示コーナーの設置

小田急線上部利用に関する情報提供コーナーを設置する（3回程度）。

4) 報告会の開催

（仮称）北沢PR戦略会議、各部会の取り組みについての報告会を開催する（1回程度）。

5) ニュースの作成

（仮称）北沢PR戦略会議および各プロジェクトチームの取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、ニュースを発行する（ニュース発行2回想定）。

<平成29年度委託概要>

1)（仮称）北沢PR戦略会議の運営

小田急線上部利用周辺地域における地域活動団体、周辺住民、沿線利用者の参加する会議を開催する（2回程度）。

2) 活動別の部会の活動支援

前年度に設置された部会の活動支援を行う。

3) エリアマネジメントの検討

（仮称）北沢PR戦略会議の有志に対してエリアマネジメントに関する検討会を開催し、今後の小田急線上部利用施設に関する管理運営形態についての検討を行う。

4) 区情報展示コーナーの設置

小田急線上部利用に関する情報提供コーナーを設置する（3回程度）。

5) 報告会の開催

（仮称）北沢PR戦略会議、各部会の取り組みについての報告会を開催する（1回程度）。

6) ニュースの作成

（仮称）北沢PR戦略会議および各プロジェクトチームの取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、ニュースを発行する。（ニュース発行3回想定）

(5) 履行期間

平成28年9月上旬から平成30年3月15日まで

2．参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立をしていないこと。
- (4) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (5) 平成23年度以降に行政と住民が連携した活動の計画づくりに関する業務委託の受託実績があること。

3．企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4．評価項目

- (1) 企業実績（業務実績、地域精通度）
- (2) 予定技術者実績（実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) 企画提案能力（専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力、運営、企画能力）
- (8) 参考見積の妥当性

5．手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：渡邊、木村）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話：03-5478-8073 / FAX：03-5478-8019

E-mail：SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成28年7月4日(月)から平成28年7月14日(木)

2) 交付場所及び方法

上記(1)にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#)

[住まい・街づくり・交通](#)

[街づくり](#)

[街づくり](#)

[北沢総合支所管内の街づくり](#)

[「\(仮称\)北沢PR戦略会議運営等業務委託」の](#)

[公募型プロポーザル方式に関わる手続き開始のお知らせ](#)

に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成28年7月14日(木)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成28年8月9日(火)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

件名：(仮称)北沢PR戦略会議運営等業務委託(予定)

平成29年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

(5) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は、5.(2)の説明書による。